

会員各位

つくば市商工会
会長 櫻井 姚
(公印省略)

「工作物石綿事前調査者講習」開催のご案内

工作物の解体工事・改修工事については、令和 8 年 1 月 1 日から厚生労働大臣が定める講習（工作物石綿事前踏査者の講習）を修了し、修了考査試験に合格した者にその調査を行わせることが必要になります。

特定工作物とは、煙突、サイロ、上下水道管等の地下埋設物、炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、焼却設備）・電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）・配管及び貯蔵設備・トンネルの天井板・プラットホームの上家・遮音壁・軽量盛土保護パネル・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）。

また、特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料、その他の石綿が使用されているおそれがある材料の除去等の作業（塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材、シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等を含みます。

つきましては、下記要領により、標記講習を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

次の何れかに該当する者。

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者。
- (2) 大学において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、工作物に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。
- (3) 短期大学（修業年限 3 年に限る）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、工作物に関して 3 年以上の実務の経験を有する者。
- (4) 短期大学又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、工作物に関して 4 年以上の実務の経験を有する者。
- (5) 高等学校又は中等教育学校（中学校ではない）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、工作物に関して 7 年以上の実務経験を有する者。
- (6) 工作物に関して 11 年以上の実務の経験を有する者（学歴不問）。
- (7) 平成 18 年 3 月 31 日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者、または第 1 種作業環境測定士及び第 2 種作業環境測定士で、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務を有する者。
- (8) 建築行政に関する者（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。
- (9) 環境行政に関する者（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。
- (10) 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。
- (11) 労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者。

2. 講習日時及び会場・定員

①日時 **令和 8 年 9 月 14 日（月）～ 15 日（火）**

1 日目（学科）8：30～16：10

定員 36 名（定員になり次第締切ります）

2 日目（学科）8：30～17：00

（修了考査試験 1 時間 30 分含む）

②会場 つくば市商工会谷田部会館（茨城県つくば市谷田部 5 6 5 5-6）

3. 受講料及びテキスト代（税込み）

- 全科目受講者 45,280円（受講料：40,000円 テキスト代：5,280円）
 - 一部科目免除者（石綿作業主任者技能講習修了者）
42,280円（受講料：37,000円 テキスト代：5,280円）
- ※修了考査の試験範囲には、免除科目が含まれるので、科目免除は行っていません。

4. 受講申し込み方法 ※電話やFAXでのお申し込みは受け付けておりません。

- ・受講料
- ・受講申込書
- ・証明写真計2枚（うちは1枚申込書に貼付）を持参の上お申し込みをお願いします。
〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの

※申込書は、つくば市商工会ホームページからダウンロードしてください。

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・顔写真は鮮明なものに限ります。写真の貼付けは、両面テープをおすすめします。

6. 修了証の交付

講習修了後、修了考査試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 携行品

受講票（初日に配布）、筆記用具（鉛筆・消しゴム） ※ボールペンは使用不可

昼食、テキスト（初日に配布）

本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート）

※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8. 申込み受付先（持参のみ。電話・FAX等でのお申込みはできません。）

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂1-10-4 大穂庁舎2階） 電話 029-879-8200

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。また、申込先と講習実施場所は異なりますのでご注意ください。

9. 講習時間及び講習科目

	時 間	講習時間	科 目
		全科目	
第1日目	8:30～8:40	10分	オリエンテーション
	8:40～9:40	1時間	第1編-1. 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1
	9:50～10:50	1時間	第1編-2. 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2
	11:00～12:00 (昼休み50分)	1時間	第2編. 石綿使用に係る工作物図面調査
	12:50～16:10	3時間	第2編. 石綿使用に係る工作物図面調査
第2日目	8:30～8:40	10分	オリエンテーション
	8:40～12:00 (昼休み50分)	3時間	第3編. 現場調査の実際と留意点
	12:50～13:50	1時間	第3編. 現場調査の実際と留意点
	14:00～15:00	1時間	第4編. 工作物石綿事前調査報告書の作成
	(試験準備時間30分)		
	15:30～17:00	1時間30分	修了考査

10. 講師

茨城労働局長登録教習機関（登録第56-6）

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター 専任講師

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19 電話 029-291-6221 FAX029-353-7915